令和６年度 第１回 岸和田市環境審議会　資料集

区　　分	ページ
（１）公害対策事業	
①岸和田市環境保全条例の一部改正について	**2**
②岸和田市における PFAS の検出状況について	**3**
（２）自然環境保全事業	
①ブルーカーボン関係業務について	**4**
②パンダバンブーアートプロジェクトについて	**9**
③クビアカツヤカミキリの被害対策について	**11**
④神於山保全活用推進協議会（自然再生協議会）のあり方の見直しについて	**21**
（３）地球温暖化対策事業	
①地球温暖化対策設備導入補助金の制度改正について	**24**
②市有施設 LED 化対応について	**27**
③EV 公用車の導入状況について	**27**
④リユース EV 運用実証について	**28**
⑤公共施設における EV 充電設備設置について	－
⑥熱中症対策について	－
（４）環境保全事業	
①和泉エネルギープラザ整備事業の環境影響評価について	**31**
②木材町貯木場の環境影響評価について	**40**
③岸和田市環境審議会規則の一部改正について	**46**
（５）環境計画推進事業	
①環境計画等推進会議の体制変更及びゼロカーボン推進会議の廃止について	**48**
②令和５年度環境白書の発行予定について	－
（６）その他	
①主な環境啓発イベント一覧	**49**
②岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例及び施行規則	**50**
③令和６年度　岸和田市環境審議会　委員名簿（令和６年９月９日現在）	**52**

岸和田市環境保全条例の改正について

①　六価クロム化合物の排水基準の強化【令和６年４月１日施行】

岸和田市環境保全条例に基づく指定事業所に係る排水基準について、水質汚濁防止法に基づく排水基準の強化に伴い、法にあわせて強化。

※排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）の一部改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）

六価クロム化合物　0.5mg/L　→　0.2mg/L

②　刑法の一部改正に伴う一部改正【令和６年 12 月施行予定】

刑法の一部改正に伴い、岸和田市環境保全条例に基づく罰則に関し、「懲役」から「拘禁刑」に改正。

※刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）

③　排水基準の項目変更（大腸菌群数→大腸菌数）【令和７年４月施行予定】

岸和田市環境保全条例に基づく指定事業所に係る排水基準について、水質汚濁防止法に基づく排水基準が大腸菌群数より大腸菌数に改められることを受け、法にあわせて大腸菌数に改める。

※排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）の一部改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）

大腸菌群数　日間平均　3,000 個/cm^3　→　大腸菌数　日間平均　8,00CFU/mL

（大腸菌群数については、その測定値にふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌も含んだ値が検出されると考えられ、実際に、水環境中において大腸菌群が多く検出されていても、大腸菌が検出されない場合があり、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況がみられていた。）

岸和田市における PFAS の検出状況について

1　PFOS 及び PFOA について

水質汚濁防止法に基づく公共用水域の測定計画により、環境基準点である２地点で実施。

令和３年度より調査を開始し、２年のローリング調査を実施している。

平成５年度の測定結果において春木川で指針値超過が見られたので、ローリング調査を解除し、毎年測定することとしている。

2　岸和田市域における検出状況

（1）岸和田市測定データ（公共用水域）

PFOS 及び PFOA 測定値(ng/L)　指針値：50 ng/L

測定地点	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
高橋（牛滝川）	－	35	－	8/14 実施
春木橋（春木川）	35	－	60	8/14 実施

（2）環境省公表データ

河川（基準超過地点）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
全国	38(703 地点中)	36（732 地点中）	未集計
大阪府	20(77 地点中)	11(61 地点中)	15（75 地点中）

地下水（基準超過地点）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
全国	43（317 地点中）	74（382 地点中）	未集計
大阪府	4(8 地点中)	9(17 地点中)	未集計

3　経過

（1）水質

2020 年５月に PFOA 及び PFOS が水質汚濁に係る要監視項目（※１）に指定され、河川や飲み水などにおける暫定的な目標値（指針値）（※２）として PFOS 及び PFOA の合計値で 50ng/L（※３）以下とされた。

⇒「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて」（第５次答申）について

※１　要監視項目は、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、直ちに環境基準とはせず引き続き知見の集積に努めるべき」とされている項目。

※２　指針値は、「体重 50kg の人が、一生涯にわたり１日２L の水を飲用しても健康に対して有害な影響がないと考えられる濃度」として設定されている。

※３　1 ng は、1 g の 10 億分の１。

（2）土壌

現在、土壌や食物（米・野菜等）に関する指針値等はない。

測定方法についても、現時点においては限られた試料数・土質の土壌を用いて精度の検証が行われたもので、様々な土質の場合でも同等の精度が得られることは確認されていないため、暫定測定方法となっている。

⇒PFAS に対する総合戦略検討専門家会議(第３回)　令和５年６月 15 日（木）開催

日本経済新聞 記事利用について

堺市の生き物情報投稿サイト、市民参加で月4万ビュー超 データで読む地域再生　関西

2024/8/23 11:00 | 日本経済新聞　電子版

大阪府岸和田市の干潟での観察会でタコに触れる子どもたち(きしわだ自然資料館提供、6月)

多様な動植物の保全と、その重要性を住民と共有する取り組みが関西でも広がる。地域に応じた関連施策をまとめた「生物多様性地域戦略」を策定している自治体は関西2府4県で28に上る。大阪府内では生き物を身近に感じてもらう仕掛けづくりが目立ち、奈良県中部の飛鳥地域では市町村が垣根を越えて活動を展開する。

大阪府では府と大阪、堺、岸和田など5市が同戦略を策定している。この5市の中で2013年3月と最も早いのが堺市だ。人口が多い政令市ではあるが、仁徳天皇陵古墳周辺などに豊かな

自然が残る。生物の多様性やその保全に関心を持ってもらう狙いだ。

16年に双方向型のウェブサイト「堺いきもの情報館」を開設した。市民らが身近で発見した動植物の写真や場所などを自由に投稿できる。24年7月は4万件以上のビューがあるほどの人気だ。

投稿された情報により、市内では絶滅したと考えられていた植物の発見につながった例もある。18年にシダ植物のシノブ、21年には海岸付近に生息するイソヤマテンツキがそれぞれ確認された。

外来魚駆除の講義後、釣って駆除を体験する参加者たち(堺市提供、6月)

堺市に中百舌鳥キャンパスがある大阪公立大学とも連携している。地域の生態系に被害を及ぼす特定外来生物に指定されているブルーギルなどの外来魚に関し、同大学の教員から講義を受けたり、実際に釣って駆除を体験したりする市民参加型のイベントを毎年実施する。

市環境共生課の担当者は「外来種が在来種を追いやると、生物多様性を支えるバランスが崩れてしまう。啓発イベントなどを通して、市民とともに多様性を守っていけたら」と話す。

「生物多様性地域戦略」を策定している関西の自治体数

府県名	策定自治体数	策定率
兵庫	12	28.6%
大阪	6	13.6
奈良	4	10.0
滋賀	3	15.0
京都	2	7.4
和歌山	1	3.2

(注) 2024年1月1日時点、出所は環境省。都道府県を含む

大阪湾に面し、府内有数の漁獲量を誇る岸和田市。市は沖合にある「阪南2区人工干潟」で生物の観察会を実施している。自然資料館などを通じて年3回、小学生以上を1人50円で招待する。地元会社が出す船で干潟に向かい、専門家の指導のもと生物を採取したり見分けたりする。定員は1回40人だが、今年8月の観察会には約100人の応募があったという。

この干潟の面積は約5ヘクタールで、野鳥や水生生物を増やす目的で04年に完成した。カニやタコ、ウミウシなど大阪湾に生息する様々な生き物が観察できる。市環境保全課の担当者は「生物の個体差や命のつながりについて知ることは、生きることの尊厳や環境問題を理解する基盤になる」と語る。

関西2府4県の自治体の地域戦略の策定数をみると、最も多いのは兵庫県の12。県のほか、神戸市や明石市、丹波篠山市などが策定済み。2位は6の大阪府で、3位は4の奈良県だ。

奈良県の飛鳥地域は古くから都が開け、豊かな里山環境が維持されてきた。橿原市、高取町、明日香村の3市町村が協議会を設けて17年3月に策定したのが「人と自然がともに生きるあすか地域プラン」だ。複数の自治体が連携するのは全国的にも珍しく、事務局を橿原市昆虫館に置く。

飛鳥地域では年1回、外来種の駆除などを目的に「池干し」を実施する（橿原市昆虫館提供、奈良県高取町）

主な取り組みが外来種の駆除と在来種の保全だ。池の水を抜き、生息している生物を調べて外来種を駆除する「池干し」を地元住民の協力も得ながら毎年1回、3市町村で順番に実施する。

これまで県内では絶滅の危機にひんしているオオタニシなどもみつかっている。春から秋にかけては月に1回、光に寄ってくる虫の習性を利用した「ライトトラップ」をしかけ、どのような昆虫がいるかを調べている。

万葉集にも詠まれた植物のフジバカマを地域内で増やすプロジェクトも進める。フジバカマの蜜を好物とし、「海を渡る蝶（ちょう）」として知られるアサギマダラの飛来を増やす。フジバカマは現在、昆虫館周辺などで植栽しており、今後も3市町村で拡大していく。

啓発用のハンドブックを手にする橿原市昆虫館の福井正訓さん（奈良県橿原市）

啓発活動にも力を入れる。これまで外来生物や希少性の高い昆虫を紹介するハンドブックを3種類作成して配布。人が集まる駅近くの施設などで協議会の活動に関するパネル展も開催している。昆虫館の久米智館長は「古くから紡いできた人と自然の調和を守るため、周知機会を増やし地域住民も巻き込んだ取り組みをさらに広げたい」と話す。

（高田哲生、鈴木結衣）

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.

日本と台湾の"竹の達人"と一緒に

和歌山・アドベンチャーワールド パンダの聖地でとんでもない竹アートに挑戦！

世の中の「いのち」を元気にしたい！！

Panda Bamboo Art Project

パンダバンブー アートプロジェクト 2024

主催：パンダバンブーアートプロジェクト実行委員会

ボランティアスタッフ募集中！
応募はウラ面へ▶

パンダが食べる竹 5,000 本で、みたこともない驚きの「アート」を世界中の人々とともに創る「挑戦」を

スケジュール

アート完成！

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

- **プロジェクトキックオフ（4/9）**
  - ・実行委員会立ち上げ
- **具体プランニング（4月～5月）**
  - ・基礎工事設計
  - ・竹資源調査
  - ・デザイン決定
- **竹取り初めセレモニー（6/9）**
- **準備（6月～7月）**
  - ・基礎工事
  - ・竹資源調達
- **アート制作（８月～10月）**
  - ・王さんチーム来日
  - ・ボランティア受け入れ
- **完成セレモニーイベント（10/5）**※予定
- **完成披露**
  - ・イベントコンテンツスタート（1年間）

協賛・クラウドファンディング活動（7月～）

Panda Bamboo Art Project

里山を荒廃させる竹を伐採し、ジャイアントパンダの食事として活用することで里山の環境を守りつつ、これまで廃棄していた年間100トンのジャイアントパンダが食べない竹幹や食べ残した竹、糞を有効資源としてアップサイクルを推進する**パンダバンブープロジェクト**。
パンダバンブーアートプロジェクトとは、**パンダバンブープロジェクト**を通じて生まれた「いのちを知る・いのちがつながるきっかけを共有したい」「生きる喜びを分ち合いたい」「挑戦する社会の在り方を考えていきたい」という思いを、アートを通して実現する新たなプロジェクトです。

公式サイト

【パンダバンブーアートプロジェクト実行委員会】

委員長 池田親生（CHIKAKEN）
副委員長 金崎伸一郎（㈱アワーズ）／琴塚恭子（TSP太陽㈱）／川端秀之（岸和田市）
鳴尾豪（白浜町）／香月義之（和歌山大学）
監事 中尾建子（㈱アワーズ）／笠原昌治郎（TSP太陽㈱）
委員 谷藤勝也（ゆめみヶ丘岸和田まちづくり協議会）／山口直樹（HI合同会社）
米田則篤（和歌山大学）／村上裕美子・徳岡晃一（㈱アワーズ）
事務局長 小谷祐司（㈱アワーズ）
事務局 紫雲公太（CHIKAKEN）／福田幸代・林美紗（㈱アワーズ）
アドバイザー 平原依文（HI合同会社）／安部良（安部アトリエ）

TEAM EXPO 2025

パンダバンブーアートプロジェクト

Panda Bamboo Art Project

01 竹 5,000本の巨大アートを世界中の人とつくる！

2024年4月～2024年10月完成

和歌山・アドベンチャーワールド「PANDA LOVE」に
竹5,000本を使った巨大なバンブーアート！

ワン・ウェンチー　王文志

1959年、台湾生まれ。竹を使った巨大な建築物をつくることで知られています。アジア、ヨーロッパ、北米と、世界中で作品を発表し続けています。瀬戸内国際芸術祭と所縁の深いアーティスト。

〈 過去の作品 〉

瀬戸内国際芸術祭 (2010)　水と土の芸術祭 (2012)　World Bamboo Congress Taiwan (2021)

CHIKAKEN

崇城大学にて出会った、「ちか」と「けん」を中心としたユニット。
「まつり型まちづくり」をベースに、「竹あかり」の演出制作・プロデュース会社「CHIKAKEN〈ちかけん〉」を2007年4月に設立。
熊本を拠点に全国各地で「竹あかり」を灯し、その土地にしかない"風景"と"物語"を創りつづけています。

2023年プレアート

竹300本　1週間で制作（現在も展示中）

制作プロセス

「共生」と「共に楽しむ」という２つの主要なコンセプトは、自然と人間の双方向的な関わり方やあり方を表現しています。公共性と社会性を重視し、作品、周囲の環境、観客との相互作用に焦点を当てています。竹は生命力と成長力に非常に優れた植物で、半永久的に更新し続けることができる、まさに持続可能な素材です。大量消費を前提とした人間社会と自然環境の保護という大きな命題に対して、真に橋渡しとなるような特別な存在なのです。（ワン・ウェンチー　コンセプト抜粋）

02 「いのちがつながる・踊る」イベントフェス開催

2024年10月～2025年9月（1年間）

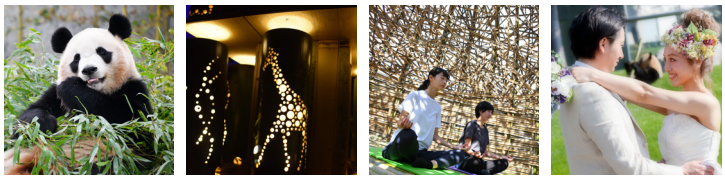

アート・エンタメ・教育・地域文化イベントなど
「ともに楽しむ！」イベントを参加者と共に企画・開催！

－ アート・エンタメ・教育・地域文化イベント －

- 宿泊体験／ディナー
- ウェディング／バースデーパーティ
- 音楽／ダンス／ライティング
- 演劇／ミュージカル
- ファッションショー
- お茶会／ヨガ・メディテーション
- パンダ／生物多様性国際シンポジウム
- いのちを考える学校
- 地域文化／観光交流イベント
  など、多彩なイベントを開催予定

一緒にチャレンジしてくれるパートナーを募集しています！

1 ボランティアスタッフ「ぱんだず」に参加する！

活動期間
2025 年 10 月迄

5,000本の竹の調達

ワン・ウェンチーさんとともに世界最大規模のアート制作

CHIKAKENさんとともに竹あかり制作

アート完成後のイベント企画・開催

2 クラウドファンディング＆協賛で応援する！

トモに楽しみ、"場"をおもしろく盛り上げたいパートナーを募集！
ご協賛金は、プロジェクト・ボランティア運営費として活用させて
いただきます！皆様のご支援とパートナーシップをお待ちしています！

竹の伐採や、アート作品の制作に携わっていただける
ボランティアスタッフ「ぱんだず」募集中！
対象年齢：16歳以上または高校生以上
▼ 応募はこちらから ▼

個人でも遠方からでも応援したい！
クラウドファンディング
▼応援はこちらから▼

企業・団体協賛パートナープログラム

プラン	金額	枠数	❶公式 Web 社名 / ロゴ掲載	❷SNS での 企業 / 団体紹介	❸PJ 公式 ロゴ使用	❹オープニング イベント参加	❺有料イベント 参加	❻特別ツアー 案内	❼アート空間 の利用
A	¥100,000	上限なし	●（ロゴ小）	●	●	●			平日終日１日 ※休園日除く
B	¥300,000	上限なし	●（ロゴ中）	●	●	●	●	●	土日祝終日１日 or 休園日終日１日
C	¥500,000	10	●（ロゴ大）	●	●	●	●	●	土日祝２日間

更新日：2024年6月27日掲載

Tweet　いいね！ 0　シェアする　LINEで送る

被害が急拡大しています！

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」は、サクラ・ウメ・モモ・スモモ等（バラ科サクラ亜科）の樹木内部を食い荒らし、枯死させるおそれのある昆虫です。繁殖力が非常に強く、日本国内の各地で被害が急拡大しています。

市民の皆様へのお願い

市内全体で被害の「早期発見」と「早期対策」が必要です。
成虫や、幼虫が出す「フラス」を発見された場合は、「クビアカツヤカミキリ駆除等報告フォーム」から情報提供をお願いします。可能な限り携帯カメラ等で撮影していただき、画像のご提供をお願いします。

クビアカツヤカミキリ駆除等報告フォーム

被害樹木の調査に当たり、無断で他者の敷地内に進入しないようご注意ください。
ＳＮＳ等による詳細な被害場所情報の公表は、農業などへの風評被害が懸念されます。
情報の取扱いには十分なご配慮をお願いいたします。

成虫を発見したらその場で駆除を！

クビアカツヤカミキリは「特定外来生物」に指定されており、生きたまま持ち運ぶことや飼育すること等が法律で禁止されています（罰則あり）。
成虫がさらに被害を広げる原因となることを防ぐため、発見した成虫は踏みつぶすなど、その場で駆除をお願いします。
成虫をつぶすと、靴の裏などに甘い匂い付着しますが、この匂いに人体への害はありません。

※このページには、閲覧者に不快感を与える恐れがある昆虫の写真を掲載しています。

被害の状況

近畿地方の被害

近畿地方では、平成27年に大阪狭山市で初確認されて以降、南河内地域を中心に被害が拡大してきました。
令和6年3月現在では、和歌山県、奈良県、兵庫県、徳島県で被害が確認されています。

大阪府内では、大阪市、堺市、高槻市、枚方市、寝屋川市、東大阪市、八尾市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、柏原市、大阪狭山市、太子町、河南町、富田林市、千早赤阪村、河内長野市、高石市、和泉市、岸和田市、貝塚市、熊取町の22市町村で被害が確認されています。

岸和田市内の被害

岸和田市内では、令和5年10月に、初めてクビアカツヤカミキリ（フラスと幼虫）が発見されました。
今年（令和6年）の夏には私たちの気付いていないところで潜んでいる幼虫が羽化し、成虫となって繁殖する恐れがあります。

クビアカツヤカミキリの特徴

クビアカツヤカミキリの主な特徴をご紹介します。

基本情報

名称：クビアカツヤカミキリ（別名：ジャコウカミキリ）
分類：コウチュウ目・カミキリムシ科
体長：2センチメートルから4センチメートル（成虫）
特徴：成虫は全体が黒く光沢がある。頭部の下（前胸の一部）が赤く、突起がある。触覚が体長よりも長い。繁殖能力が非常に高く、1匹のメスが生涯に300個から1,000個程度の産卵をするといわれる。
被害樹種：サクラ、ウメ、モモ、スモモなど、主にバラ科サクラ亜科の樹木を幼虫が食害する

クビアカツヤカミキリの成虫の特徴

6月から8月頃に活動し、越冬はしません。
蛹（さなぎ）から羽化してすぐに繁殖行動（交尾・産卵）を行います。
人目につきやすい2メートルまでの高さの樹木にいることが多いです。
ジャコウのような甘い匂い（むせるような甘い匂い）を放ちます。
人体に直接的な害はありません。
一度の飛翔距離は20から30メートル程度で、捕まえようとすると下に落ちることが多いです。

クビアカツヤカミキリの幼虫の特徴

樹皮の裂け目などに産卵された卵から孵化し、樹木内部に侵入します。
幼虫の活動期は4月から10月頃まで。幼虫の状態で樹木内で約2年間（足掛け3年）を過ごし、蛹（サナギ）を経て6月から8月の間に成虫になります。
樹木の内樹皮（木の中で養分を運ぶ部分）を大量に食べ、樹木の生長を疎外します。深刻な被害を受けた樹木は枯死したり倒木する場合があります。

地表から2メートル程度の高さまでの幹や露出した根を食害しますが、まれに高所の枝に入ることもあります。
侵入した穴などから木くずとフンの混合物「フラス」を大量に排出します。

クビアカツヤカミキリのフラスの特徴

うどん状に細長くつながった形状が多いですが、樹木内の樹液が少ないなどの理由でバラバラの場合もあります。
彫刻刀で削ったような少し丸み（球状でない）を帯びた木くずが混ざっています。
樹木内部の空洞に詰まったフラスが押し出される形で樹木外に排出されるため、フラスを発見した時点で内部はかなり食害が進んでいます。
フラスの発見は、樹木内にクビアカツヤカミキリの幼虫がいることを確認できる有力な手段です。（このほか、点状に樹液がいくつも出ている場合に「被害疑い」の目安に出来ます）
フラスそのものには卵や幼虫がいないため、フラスそのものから被害が広がることはありません。

クビアカツヤカミキリの被害を受けやすい樹木の特徴

代表的な被害樹木はサクラ、ウメ、モモ、スモモですが、特にモモやスモモは幹が細くても被害を受けやすい傾向にあります。
茂みの中や林の奥の木よりも、人目につきやすい木に被害が集中する傾向があります。

予防方法と対処方法

クビアカツヤカミキリ被害の確実な予防方法は確立されていません。
しかしながら、次のような予防方法である程度は被害を抑制できます。

幼虫の捕殺（樹皮の穴に針金などで刺殺する、樹皮をはがして幼虫をつぶすなど）
ネットの巻き付け（成虫の産卵防止）
農薬による防除（散布や樹幹注入）

被害を受けた樹木への対処方法には、以下のものが挙げられます。

成虫の捕殺（踏みつぶすなど）
ネットの巻き付け（羽化後の飛散防止）
農薬による防除（散布や樹幹注入）
被害木の伐採、伐根

農薬による防除は、樹種、使用できる薬剤、使用回数、施薬時期など様々な点を考慮する必要があるため、専門家の助言のもと行ってください。
その他の対処方法についても、園芸関係の販売店や造園業者など、専門知識のある人の助言のもとで行われることをお勧めします。

参考文献

「クビアカツヤカミキリの防除法」<外部リンク>
（発行：クビアカツヤカミキリコンソーシアム（代表機関：国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所））

「クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書」<外部リンク>
（発行：地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所）

「クビアカツヤカミキリの生態と防除対策」<外部リンク>
（発行：大阪府環境農林水産部農政室推進課病害虫防除グループ）

このページに関するお問い合わせ先

環境保全課　環境政策担当
〒596-0825　大阪府岸和田市土生町二丁目4番30号　岸和田市環境事務所
Tel：072-423-9463　Fax：072-436-0418

メールでのお問い合わせはこちらから

下記のフォームにご入力をお願いします。

このフォームからご入力をお願いします。

岸和田市クビアカツヤカミキリ駆除等報告フォーム

岸和田市ではクビアカツヤカミキリの被害状況を把握するため、発見情報や駆除情報を収集しています。
クビアカツヤカミキリの被害樹木や成虫・幼虫を発見・駆除された場合は、次のフォームから情報提供をお願いします。

本フォームの情報に基づき、岸和田市や関係機関が行う調査にご協力をお願いする場合があります。

【ご注意】

- 被害樹木の調査に当たり、無断で他者の敷地内に進入しないようご注意ください。
- ＳＮＳ等による詳細な被害箇所情報の公表は、農業などへの風評被害が懸念されます。情報の取扱いには十分なご配慮をお願いいたします。

【参考】
クビアカツヤカミキリ対策の詳細は、次のウェブサイトを参考にしてください。

- 岸和田市公式ウェブサイト／クビアカツヤカミキリ（特定外来生物）の被害にご注意を
- 地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所

Q1. 氏名と連絡先

氏名

氏

0 / 64

名

0 / 64

電話番号

電話番号

0 / 15

メールアドレス

メールアドレス

0 / 128

メールアドレス (確認)

0 / 128

Q2. クビアカツヤカミキリ被害対策に活用するため、岸和田市と大阪府の関係部署が記載していただいたあなたの氏名と連絡先を共有することについて、承諾してもらえますか？

◯ はい、承諾します ◯ いいえ、承諾しません

Q3. 発見日付 必須

Q4. 発見場所
（地図上で発見場所をタップしていただくか、発見場所で「現在地を計測」ボタンを押してください。） 必須

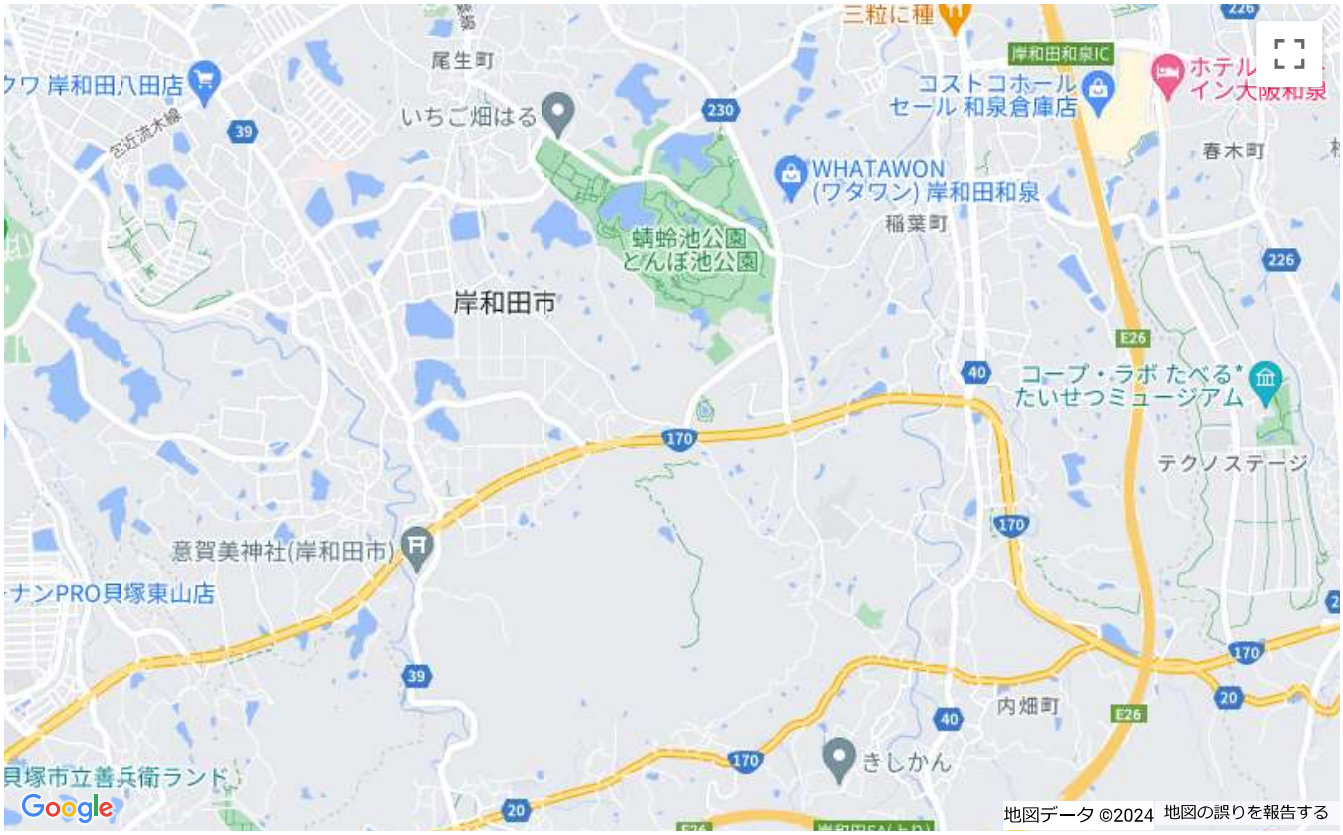

緯度 必須

0 / 11

経度 必須

0 / 12

現在地を計測

Q5. 発見したもの 必須

☐ 成虫 ☐ 幼虫 ☐ フラス（木くず） ☐ その他

Q6. 被害を受けた樹木の種類 必須

☐ モモ ☐ スモモ ☐ サクラ ☐ ウメ ☐ 不明 ☐ 樹木以外 ☐ その他

Q7. 発見後の対応 必須

☐ 成虫駆除（殺虫剤や踏みつぶすなど） ☐ 成虫を発見したが逃げられた ☐ 幼虫駆除

☐ 薬剤散布（樹木に対して） ☐ ネット巻き ☐ 伐採 ☐ 伐根 ☐ 特に何もしていない

Q8. 写真の添付 1

Q9. 写真の添付 2

Q10. 写真の添付 3

以下の質問は任意ですが、可能な限りご回答いただけますと幸いです。

Q11. 調査数（発見場所周辺にある樹木の数。詳細不明の場合はだいたいの数で結構です。）

0 / 100

Q12. 被害数（フラスや成虫を発見した樹木の数。詳細不明の場合はだいたいの数で結構です。）

0 / 100

Q13. 枯木数（発見場所周辺で見つけた枯れた木の数。詳細不明の場合はだいたいの数で結構です。）

0 / 100

Q14. 成虫または幼虫の駆除数

0 / 100

Q15. 薬剤散布、ネット巻き、伐採、伐根した樹木数

0 / 100

確認画面へ進む　入力内容を一時保存する

Powered by LoGoフォーム - © TRUSTBANK, Inc.　利用規約　プライバシーポリシー

神於山保全活用推進協議会規約

（名称）
第１条　この会は、神於山保全活用推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目的）
第２条　協議会は、神於山及びその周辺の豊かな自然環境を保全するとともに、森の産物を資源として活用し、豊かな里山として蘇らせるとともに地域の活性化を図ることを目的とする。

（事業）
第３条　協議会は、次の各号に掲げる事項に関する事業を行う。
(1)　神於山の保全と活用を行うための方策に関すること。
(2)　神於山のゴミ対策に関すること。
(3)　神於山の防火対策に関すること。
(4)　前条の目的を達成するために必要な事項。

（構成）
第４条　協議会は、別表の会員及び次項に規定する特別会員をもって構成する。
２　前項の特別会員とは、第６条第３項ただし書に規定するやむを得ない事情がある場合で、協議会の役員の過半数が必要と認めた者とする。

（役員）
第５条　協議会に、次の役員を置く。
(1)　会　　長　　１名
(2)　副 会 長　　１名

（役員の選出及び任期）
第６条　役員は、別表に掲げる会員の互選により決定する。
２　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。
３　役員が当該所属団体の役職を退任した場合は、前任者に替わって協議会の会員となった者が、前任者の協議会の役職を残任期間満了まで引き継ぐものとする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、前任者が特別会員として残任期間満了まで当該役職を継続することができる。
４　役員の任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行なう。

（役員の職務）
第７条　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

（顧問）
第８条　協議会は顧問を置くことができる。
２　顧問は、協議会の事業や運営が円滑に行われるために、会長の要請に応じて助力する。

（協議会）
第９条　協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長を務める。
２　協議会は、事業計画を決定する。
３　協議会は、事業報告を承認する。
４　協議会の会議は、会員の２分の１以上の出席がなければ開くことが出来ない。
５　協議会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
６　議長が必要と認めたときは、会員以外の者に会議への出席を要請することができる。

（専門部会）
第 10 条　第３条に掲げる事業を円滑に進めるために、協議会に専門部会を置くことができる。
２　専門部会長は、会員の中から会長が指名する。
３　専門部会は、目的を達成したとき解散する。

（代理）
第 11 条　協議会への出席は、会員が代理者を指名した場合には、その出席を認める。

（会計及び事業年度）
第 12 条　協議会の事業に要する経費は、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
２　前項の経費が生じた場合、会長は必要に応じて予算、決算を協議会に報告し承認を受けなければならない。
３　協議会の事業年度は、４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（事務局）
第 13 条　協議会の事務局は、岸和田市市民環境部環境保全課に置く。

（規約の改正）
第 14 条　この規約の改正は、出席会員の過半数の同意をもって決する。

（その他）
第 15 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
１　この規約は、平成 15 年９月 16 日より施行する。
２　第 11 条第３項の規定にかかわらず、初年度は平成 15 年９月 16 日から平成 16 年３月 31 日とする。

附　則
この規約は、平成 16 年３月 25 日より施行する。
この規約は、平成 16 年７月 30 日より施行する。
この規約は、平成 19 年８月２日より施行する。
この規約は、平成 30 年３月 30 日より施行する。
この規約は、令和２年４月１日より施行する。
この規約は、令和３年７月１日より施行する。

神於山保全活用推進協議会　会員名簿（令和６年７月25日現在）

No.	会員名	会員代表者役職名
1	山滝地区市民協議会	会長
2	光明地区市民協議会	会長
3	天神山地区市民協議会	会長
4	修斉地区市民協議会	会長
5	東葛城地区市民協議会	会長
6	山直南地区市民協議会	会長
7	北阪町会	会長
8	土生滝町会	会長
9	阿間河滝町会	会長
10	河合町会	会長
11	神於町会	会長
12	上白原町会	会長
13	福田町会	会長
14	内畑町連合町会	会長
15	光明連合座中	座長
16	神於寺	代表
17	特定非営利活動法人 神於山保全くらぶ	理事長
18	岸和田市林業活性化協議会	会長
19	春木川・轟川をよくする市民の会	会長
20	岸和田ロータリークラブ	会長
21	岸和田東ロータリークラブ	会長
22	岸和田南ロータリークラブ	会長
23	いずみの農業協同組合	総務部長
24	大阪府森林組合 泉州支店	支店長
25	大阪府漁民の森づくり〝魚庭の森づくり〟協議会	会長
26	公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会	常務理事
27	シャープ社友会 チーム神於山	幹事長
28	住友ゴム工業株式会社	泉大津工場長
29	丸紅株式会社	総務部大阪総務課課長補佐
30	彩り	代表
31	環境省 近畿地方環境事務所 野生生物課	
32	大阪府泉州農と緑の総合事務所 地域政策室	室長
33	地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 環境研究部	生物多様性センター長
34	岸和田市 市民環境部長	部長
35	岸和田市 魅力創造部長	部長
36	岸和田市 まちづくり推進部長	部長
37	岸和田市 建設部長	部長
38	岸和田市教育委員会 学校教育部長	部長
39	きしわだ自然資料館	館長

補助制度の主な変更点

変更点１　手続きの流れ（交付申請のタイミング）が変更となりました！～事前申請から事後申請に～

これまで、設備の設置工事着工前に交付申請、設備設置完了後に実績報告、請求書の提出をしていただいておりましたが、設備設置完了後に交付申請をしていただく方法に変更となりました。
手続きの大まかな流れの変更イメージは以下のとおりです。

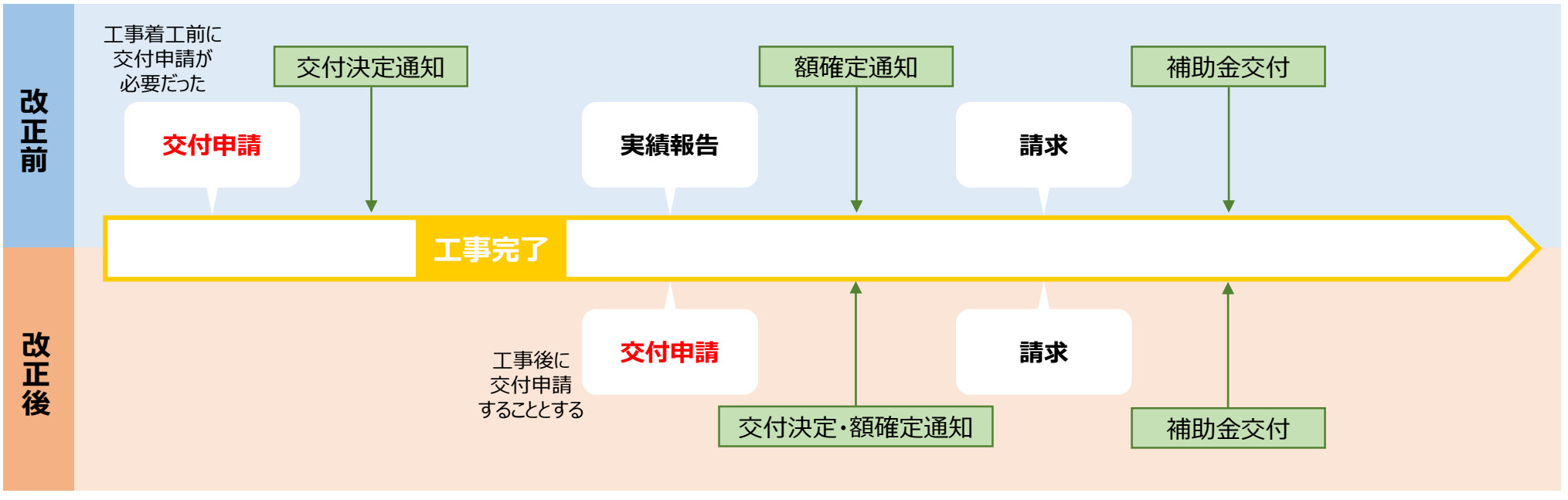

※　改正後も改正前と同様に、先着順での受付となります。
※　申請方法など、詳細については岸和田市地球温暖化対策設備導入補助事業募集要領をご確認ください。

変更点２　補助対象設備のうち、太陽光発電機器の要件について一部変更となりました！

これまで、太陽光発電機器の要件のひとつとして、住宅等に設置する場合「太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満（増設時は既設分を含む。）であること」とありましたが、「太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10キロワット未満（増設時は既設分を含む。）であること」に変更となりました。
一般的に、太陽光発電は、出力10キロワットを基準に、10キロワット未満は住宅用、10キロワット以上は産業用と区分けされます。

変更点３　補助対象設備が損傷･滅失した場合、処分する場合の規定が変更となりました！

補助対象設備は、機器それぞれの耐用期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定される各機器の耐用年数）内は、善良なる管理者の注意をもって管理し、設置した住宅や集会施設での消費電力に充てなければなりません。また、補助金の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸付する、担保に供するなど、「処分」をしてはいけません。

何らかの事由により、補助対象設備が損傷又は滅失した場合、処分する場合は、「損傷等承認申請」が必要となりました。また、申請事由がやむを得ない事由と認められた場合、改めて補助対象設備を設置する際に、再度の補助金交付対象となります（変更点４を参照）。

損傷等承認申請が必要となる場合

【１】
耐用期間が過ぎるまでの間に、何らかの事由により、補助対象設備が**損傷又は滅失した**とき。
※　**事後**申請

【２】
耐用期間が過ぎるまでの間に、何らかの事由により、補助対象設備を**処分しようとする**とき。
※　**事前**申請
※　処分せざるを得なくなった場合は、まずはご相談ください。

審査の結果、**申請事由が、天災地変等やむを得ない事由であると認められた場合は、補助対象設備の設置期間**（変更点４を参照。）**を過ぎていなくても、改めて補助対象設備を設置する場合に、再度の補助金交付の対象となります。**
また、**審査の結果によっては、交付を受けた補助金の一部又は全部を返還しなければならない可能性があります。**

変更点４　一定の要件を満たせば、補助金の再交付が可能となりました！

設備導入についての補助金の交付は、補助対象設備に対し、一律50,000円です。複数の補助対象設備を設置しても、補助金額は50,000円です（交付の対象となるのはひとつの補助対象設備のみです）。
ただし、次の場合は、再度の補助金交付対象となります。

【１】
これまでに補助金の交付を受けたことのある補助対象設備の設置期間が、次の設置期間を超えている場合であって、改めて補助対象設備を設置した場合。

補助対象設備	設置期間
太陽光発電機器＋定置用リチウムイオン蓄電池	17年
太陽光発電機器＋HEMS	17年
燃料電池コージェネレーション機器	６年

処分に係る制限期間は、従前どおり機器ごとに下記の期間を定めています。

太陽光発電機器・・・・・・・・・・・・・・・17年
定置用リチウムイオン蓄電池・・・・・・・６年
HEMS・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５年
燃料電池コージェネレーション機器・・・６年

※　旧岸和田市太陽光発電システム導入補助金又は旧岸和田市再生可能エネルギー等導入補助金を受けて設置した設備については17年を超えている場合。

【２】
【１】に該当しない場合であっても、損傷等承認申請がやむを得ない事由と認められた場合（変更点３を参照。）であって、改めて補助対象設備を設置した場合。

補助金交付のパターン例

	事例	交付の可否
1	「太陽光発電機器」と「蓄電池」を設置。	○
2	「太陽光発電機器」のみを設置。	×
3	「太陽光発電機器」と「燃料電池」を設置。	△ 「燃料電池」のみについて交付可能。
4	「太陽光発電機器」と「蓄電池」と「HEMS」を設置。	△ 「『太陽光パネル』と『蓄電池』」又は「『太陽光パネル』と『HEMS』」のどちらかに対して交付可能。
5	「太陽光発電機器」と「蓄電池」と「燃料電池」を設置。	△ 「『太陽光パネル』と『蓄電池』」又は「燃料電池」のどちらかに対して交付可能。
6	（既設の太陽光発電機器があり、）「蓄電池」のみを設置。	×
7	以前、補助金の交付を受けて「燃料電池」を設置した。設置期間の６年を超える前に改めて「燃料電池」を設置。	×
8	以前、補助金の交付を受けて「燃料電池」を設置した。設置期間の６年を超え、改めて「燃料電池」を設置。	○
9	以前、補助金の交付を受けて「太陽光発電機器」と「HEMS」を設置。設置期間の17年を超える前に台風により「太陽光発電機器」が破損し、損傷等承認申請を行い、やむを得ない事由として認められたため、改めて「太陽光発電機器」と「蓄電池」を設置。	○

これらは例ですので、ご不明な点等があれば、お問い合わせください。

申請される場合は、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱及び岸和田市地球温暖化対策設備導入補助事業募集要領をご確認ください。

問い合わせ先

岸和田市市民環境部環境保全課環境政策担当

所在地　岸和田市土生町2丁目4番30号
電話番号　072-423-9463
FAX番号　072-436-0418
メール　kankyo@city.kishiwada.osaka.jp

② 市有施設ＬＥＤ化対応について

令和 5 年 10 月 30 日　「市有施設 LED 化対応」を策定、令和 6 年度から適用。

令和 6 年度の改修（設計含む）予定施設は次のとおり。

（幼稚園・小学校の一部、中学校の一部、産業高等学校、図書館本館、市民センター、地区公民館、競輪場、岸和田城、都市公園の一部、道路照明の一部 etc）

市有施設 LED 化対応の概要

区分	実施時期	施設数
比較的大規模な改修のため工事発注	令和 8 年度まで	70 施設
比較的小規模な改修のため修繕対応	令和 10 年度まで	49 施設
統廃合計画に沿って個別対応	－	57 施設
LED 化済	－	25 施設
計		201 施設

③ ＥＶ公用車の導入状況について

区分	令和 5 年度	令和 6 年度（予定）
EV 普通乗用車	2	
EV 軽乗用		5
EV 軽貨物	1	
EV 二輪		1
EV 側車付二輪		1
計	3	7

リユースEVの運用実証を通じて
岸和田市が目指す成果

テーマ
リユースEVの
耐用性の検証

100% バッテリーの充電能力を低下させない運行ノウハウの特定

広くリユースの促進に寄与

EVの普及拡大へ

テーマ
公務に馴染む
運用方法の見極め

公用車としての運用に適する車種・用途・運行・管理方法の特定

庁内でのEV導入拡大

率先して導入し市民への意識啓発につなげる

テーマ
バッテリーの
再利用用途の特定

街灯や非常用電源などに利用

EV以外へのバッテリーの転用

脱炭素化に向けた社会的なインフラとして活用

EVを「手頃な価格でも購入できる、身近で便利な車」に

台のリユースEVをリース方式で導入するとともに実証実験を展開しています。

EV以外にも探れるバッテリー利活用の可能性

――実証実験には、どういった成果を期待していますか。

大きく3つの観点に分けた検証を通じ、それぞれの成果を目指しています。1つ目は、「リユースEVの耐用性」に関すること。ここではたとえば、「バッテリーの充電能力を低下させない運行ノウハウの蓄積」などを成果として目指しています。低価格のリユース車でも十分に活用できることを証明できれば、広くEVのリユースの促進にも寄与できるものと期待しています。2つ目は、「公務に馴染むEV運用の見極め」です。具体的には、公用車としての運用に適した車種や用途、運行・管理方法を特定し、庁内でのリユースEVの導入拡大を目指します。

3つ目は、「バッテリーの再利用」の可能性を探る検証です。

――バッテリー単体にフォーカスする狙いはなんでしょう。

バッテリーは、劣化によってEVを駆動させるのに十分な最大容量を確保できなくなっても、インフラとして活用できる可能性が大きいからです。たとえば、近年開発が進むEV用交換式バッテリーは、街路灯や非常用電源などに転用できます。私はこの交換式バッテリーに大きな将来性を感じており、「バッテリーを専用ステーションで交換し、その容量の差分を対価として支払う」といったインフラ構想を考えています。今回の実証実験では、そうした構想の実現可能性も探っていきたいです。

――脱炭素化の実現に向けた今後の方針を聞かせてください。

市民とともに脱炭素に取り組んでいくために、多くの人々に身近な自動車は重要な存在です。EVにはまだ、「高額で実用面でも不安」というイメージがありますが、今回の実証実験でそのイメージを払拭し、EVを「手頃な価格でも購入できる、身近で便利な車」にしていきたいです。そのために今後も、EVやモビリティに関する幅広いソリューションを持つSMASを良きパートナーとして、EVの導入や活用を促していきます。

公用車へのリユースEV活用❶

事例 岸和田市（大阪府）　支援企業 SMAS

脱炭素に向けたEV普及の一手へ「リユース車活用」の可能性を追求

いま、多くの自治体が「ゼロカーボンシティ」を相次ぎ宣言し、脱炭素化に向けた取り組みを進めている。公用車の電気自動車（以下、EV）への転換も、その代表的な取り組みの1つとなっている。そうしたなか、岸和田市（大阪府）ではリユースEV（中古の電気自動車）の活用可能性を検証するための実証実験を進めている。リユースEVに着目した理由や、実証実験に期待する成果などについて、同市市長の永野氏に聞いた。

岸和田市
市長
永野 耕平
ながの こうへい

公用車を用いた実証実験でEV利用への不安を払拭へ

――リユースEVの実証実験を始めた経緯を聞かせてください。

海や山など比較的自然に恵まれた岸和田市は、古くから一次産業が盛んで、漁獲量や農業産出額は大阪府内で最大規模を誇っています。都市部では商工業も栄えました。こうした産業を今後も維持・発展させていくために、脱炭素化は当市にとって非常に重要なテーマです。そこで当市は令和3年に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、地球温暖化対策実行計画「事務事業編」の策定に着手しました。そのタイミングで、住友三井オートサービス（以下、SMAS）から、EVに関する実証実験の提案を受けたのです。その内容は、業務でリユースEVを一定期間使用し、バッテリー診断などによる検証を経て、その活用可能性を探っていくというものです。

――その提案をどのように受け止めましたか。

大変意義のある取り組みになると直感しました。この実証実験では、EV普及のハードルとなっている「費用」や「性能に対する不安」といった課題の解決策を検証します。この検証に公用車を走らせて取り組むことは、EV利用への市民のためらいや不安を払拭するのに有効だと考えました。また、当市を舞台にこの実証実験を行うことにも意味があります。EVは、どのような道路をいかに走行するかでバッテリーの劣化度合いが異なると言われます。そのため、海も山も住宅地もある当市でEVの活用可能性を探ることは、広く泉州地域におけるEVの活用モデルづくりにつながると考えたのです。

そこで我々は令和6年2月に3

［岸和田市］ ■人口：18万7,290人（令和6年6月1日現在） ■世帯数：9万351世帯（令和6年6月1日現在） ■予算規模：2,076億2,674万円（令和6年度当初） ■面積：72.72km² ■概要：大阪府南部に位置する。大阪湾に臨む中心市街は寛永年間（17世紀初め）以降、岡部氏の城下町として発達し、明治中期以後は泉州綿織物を主とする紡織工業都市として発展。金属、機械器具、レンズ工業も行われ、臨海部の埋立地には昭和41年以降、木材コンビナート、鉄工団地が建設された。古くから「城とだんじりのまち」として知られる。水産業も盛んで、府内屈指の漁獲量を誇る。

防災・インフラ
大阪府岸和田市の取り組み

公用車へのリユースEV活用②

職員の声

公用車への積極的な「リユース車調達」 EVだからこそ実現できる

事例 岸和田市（大阪府）

支援企業 SMAS

岸和田市
市民環境部 環境保全課
環境政策担当 主幹
北川 直正（きたがわ なおまさ）

前ページで紹介したように、岸和田市ではリユースEVの活用可能性を探る実証実験を進めている。ここでは、実証実験を主導する同市環境保全課の北川氏を取材。現場視点から見た、実証実験の手応えについて聞いた。

職員がEVへの理解を深める機会にもなっている

――実証実験の進捗状況を教えてください。

現在は、GPS受信機などを搭載した3台のEVを業務で使用しながら、EV利用に関するデータの蓄積を進めているところです。具体的には、充電の頻度や運転中に出す最高速度、連続運行時間、走行した路面の傾斜、外気温などです。こうした要素がバッテリーの劣化に与える影響度合いを検証しています。このようにさまざまなデータを集めて分析することは、我々が将来、リユースEVの調達を拡大していくうえで非常に重要な意義があると考えています。

――それはなぜでしょう。

リユース車を調達する際の仕様書において、部品の劣化状況に関する条件を明確な指標で示せるようになるためです。たとえば、EVの動力源については、バッテリー容量の劣化状態を示す「※SOH」が何%以上といったように、具体的な数値で条件を設定できるようになります。これに対してガソリン車の場合、エンジンの劣化を数値化できないため、リユース車の調達条件を設けることは容易ではありません。財政負担を抑えられるリユース車を公用車として積極的に調達することは、EVだからこそ実現できると思っています。

――実証実験では今後、どういった検証を行っていきますか。

「バッテリー残量への不安感など、リユースEV利用時の職員心理」、「新車EVやガソリン車と比較したリユースEVの経済的メリット」といった検証に着手していきます。具体的な結果を示せるのはこれからですが、多くの職員は初めてEVに触れるなかでその使い勝手を知り、EVそのものに対する理解が深まってきた手応えを得ています。EVへの転換を率先していく自治体として、これも重要な成果と捉えています。

※SOH：State of Healthの略。バッテリーの「健全性」とも訳される

支援企業の視点

公用車に「リユースEV」という選択肢 実現のカギは「循環経済モデル」の確立

前ページまでは、公用車へのリユースEV活用に関する岸和田市の取り組みを紹介した。ここでは、同市の取り組みを支援するSMASを取材。EV導入をめぐる自治体の動向や、リユースEVを活用した実証実験を提案した背景などについて、同社の田中氏に聞いた。

――EV導入をめぐる自治体の動きをどのように見ていますか。

脱炭素化の機運向上に伴い、公用車のEV転換を方針に掲げる自治体が急増しています。一方、ガソリン車と比べ割高な価格がハードルとなり、導入に踏み切れないでいる自治体が多いのも事実です。ただ、ここに来てようやく、リース期間の満了などに伴うリユースEVが市場に出始め、価格面でのハードルを乗り越える糸口が見えてきました。この先、リユースEV市場が相応に形成されてくれば、安価なリユース車はEV購入の際の有力な選択肢の1つになるでしょう。ただしそのためには、リユースEVでも使用形態に応じて活用できる「運用モデル」を確立する必要があります。そこで当社が提唱しているのが、「EV利用の循環経済モデル」です。

――詳しく聞かせてください。

バッテリーや部品の劣化度合いに応じ、EVを余すことなく利用するという構想です。EVを新車でフル活用した後は、2次利用のサイクルが始まりますが、そこでは特定の拠点間など移動航続距離を勘案して活用します。その後、寿命を迎えたバッテリーに再生技術を用いれば、EVの「3次利用」も目指せるかもしれません。EVに使用できなくなった再生バッテリーも、再エネ由来の電力を有効利用するための蓄電池や、非常用電源として活用できる可能性を追求できるのです。このモデルは複数の自治体から賛同を得ており、岸和田市のほか、大阪府の能勢町や豊能町でもリユースEVを用いた実証実験が進んでいます。

――自治体に対する今後の支援方針を聞かせてください。

約15年にわたり企業などのEV導入を支援し蓄積してきた知見を生かし、自治体のEV導入と活用を一貫支援していきます。たとえばEVの活用については、「エネルギーマネジメントとの併用」や地域住民との「カーシェアリング」といった取り組みをお手伝いできます。ぜひお気軽にご連絡ください。

SMAS
常務執行役員
営業部門長補佐
（西日本担当）
兼 近畿圏営業本部長
田中 義人（たなか よしと）

昭和41年、兵庫県生まれ。平成元年、神戸商科大学（現：兵庫県立大学）を卒業後、太陽神戸銀行（現：株式会社三井住友銀行）に入行。姫路法人営業部長などを歴任後、平成30年、住友三井オートサービス株式会社に入社。令和6年4月より現職。西日本の営業部門を統括。

問い合わせ先 03-5358-6669（SMAS広報部 白濱・蟹藤） okyakusama@smauto.co.jp

自治体通信ONLINE 資料DL 「自治体通信ONLINE」でサイト内検索 SMAS Vol.59

住友三井オートサービス株式会社（SMAS） 設立／昭和56年2月 資本金／136億円
売上高／2,716億円（令和6年3月期：単体） 従業員数／2,050人（令和6年4月1日現在：単体）
事業内容／各種自動車・車両のリース・割賦販売など URL／https://www.smauto.co.jp/

全国の自治体トップ・職員・議員に贈る自治体の"経営力"を上げる情報誌

自治体通信

JICHITAI TSUSHIN

JULY 2024

Vol.59

特集

庁内業務DX／防災・インフラ／地域活性化／業務効率化／住民サービス

スペシャルインタビュー

後藤田正純氏（徳島県知事）　**佐々木敏夫氏**（豊後高田市長）

宮城県／静岡県／大阪府／山口県／愛媛県／宮古市（岩手県）／登米市（宮城県）／狭山市（埼玉県）
中野区（東京都）／昭島市（東京都）／横浜市（神奈川県）／横須賀市（神奈川県）／中央市（山梨県）／下呂市（岐阜県）
岡崎市（愛知県）／一宮市（愛知県）／豊田市（愛知県）／大府市（愛知県）／桑名市（三重県）／甲賀市（滋賀県）
岸和田市（大阪府）／米子市（鳥取県）／三豊市（香川県）／伊万里市（佐賀県）／那覇市（沖縄県）／高根沢町（栃木県）
志免町（福岡県）／苓北町（熊本県）／丹波山村（山梨県）／南阿蘇村（熊本県）

自治体通信　Vol.59 JULY 2024
発行人兼編集人 [illegible]　発行所：イシン株式会社　〒160-0022 東京都新宿区新宿6-28-7 新宿イーストコート7F
イシン株式会社への送付先変更・送付停止のご連絡はこちら
TEL03-5291-1580

電気で走ると、地球にも、地域にもやさしい。

走行中の排出ガス0（ゼロ）※1で、カーボンニュートラルの実現に貢献

三菱の電気自動車

国内メーカー初※2の軽商用電気自動車
ガソリン車と同等の積載量
EVならではの力強い走りと静粛性
災害停電時の電源として利用可能※3

ミニキャブ EV
詳細はこちら

○Photo：CD 20.0kWh 4シーター 急速充電機能付 オプション装着車　●ボディカラー：ホワイトソリッド

日常業務に十分な航続距離
充実した運転支援機能と安全装備（サポカーSワイド対応）
スムーズな加速性と圧倒的な静粛性
一晩（約8時間※4）で満充電に

eKクロス EV
詳細はこちら

○Photo：G ビジネスパッケージ　●ボディカラー：ホワイトソリッド

※1 発電から充電までのCO_2排出量は含まれておりません。※2 2024年6月時点当社調べ。※3 住宅との接続には別売のV2H機器が必要です。V2H機器については、販売会社または各V2H機器取扱メーカーにおたずねください。※4 駆動用バッテリー温度が約25℃、駆動用バッテリー残量警告灯が点灯した時点から、満充電までのおおよその時間。
●夜間料金適用には、別途電力会社への申し込みが必要です。●普通充電には、電気自動車用の配線とEV充電用コンセントが必要になります。●充電時のアンペア数は14.5Aです。

充電マナーを守りましょう。スピードは控えめに。エコドライブで環境にやさしく。　後席もシートベルト。チャイルドシートも忘れずに。

www.mitsubishi-motors.co.jp

三菱自動車 お客様相談センター 0120-324-860 オープン時間 9:30～12:30 13:30～17:00

三菱のEV情報サイト

MITSUBISHI MOTORS
Drive your Ambition

環保第１３１９号
令和６年６月６日

大栄環境株式会社
代表取締役　金子　文雄　様

大阪府知事　吉村　洋文

大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見（申述）

令和５年 11 月 10 日付けで提出のあった標記準備書について、大阪府環境影響評価条例第 22 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり申し述べます。

〔連絡先〕
大阪府環境農林水産部環境管理室
環境保全課環境審査グループ
担当：横山
TEL　06-6941-0351（内線 3857）
06-6210-9580（直通）
FAX　06-6210-9575

別紙

１．全般的事項

（１）施設の供用における環境影響を回避又は極力低減するため、環境保全措置を確実に実施するとともに、一層の環境負荷の低減に努めること。

（２）水銀や石綿等の排除すべき廃棄物の混入を防止するため、所要の措置を確実に講じること。

（３）事業者においては、本件計画の処理スキームを確実に履行する旨を評価書において表明するとともに、事後調査及び施設の運用に伴う環境に関する情報については、わかりやすく公表し、積極的にコミュニケーションを行うなど、事業計画に対する住民等の理解が得られるよう努めること。また、施設の詳細設計及び設置後の施設運用において、高水準の循環的利用の確実な実施を確保するよう努めること。

２．大気質

（１）周辺の地域の大気質への影響を可能な限り低減する観点から、施設の設置に当たっては、ばいじんを含む焼却残さの発生をできる限り抑制しつつ大気汚染物質の排出を低減する最新の技術の導入に努めるとともに、施設の維持管理及び運転管理を適切に行うこと。

（２）施設の試験運転時の排ガス処理性能の確認を適切に行うとともに、運用開始後の排ガス濃度の監視結果に適切に対応して排出抑制のための所要の措置を講じること。

３．水質

事後調査の対象に工事中の濁水を加え、工事区域内の沈砂槽の放流濃度を降雨時に測定し、測定結果に応じて沈砂槽の増設等の措置を適切に講じること。また、予測式や予測条件を精査した上で改めて予測を行い、その結果を評価書に記載すること。

４．低周波音

敷地境界における低周波音の1/3オクターブバンドの予測結果について、一部の周波数において心身の苦情に係る参照値を超過しており、低周波音の伝搬特性として地表面吸収や空気吸収等による減衰が小さく遠距離伝搬が生じやすいことから、施設の稼働により周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、低周波音を抑えた機器の採用や共振防止に留意するなどの環境保全措置を実施するとともに、操業後の影響について事後調査を適切に実施すること。

５．景観

景観形成の観点から建物及び屋外設備の規模、配置、構造、形態、意匠及び色彩について適切な配慮がなされるべきであり、その際、計画されている建物壁面におけるアクセント色の使用やコーポレートマークについても景観阻害要因とならないように注意すること。また、詳細な建築計画の策定に当たり、これらの諸点について、和泉市の景観アドバイザーから助言指導を受けるなどして適切に検討すること。

６．廃棄物等

施設の設置に当たっては、ばいじんを含む焼却残渣の発生を抑制する最新の技術の導入に努めること。また、施設の供用においては、固形状の産業廃棄物については原則として既存の破砕施設棟における徹底した選別後に焼却し、その他の産業廃棄物についても焼却に優先して再生利用に最大限努めるとともに、施設の維持管理及び運転管理を適切に行うこと。

７．地球環境

廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーをできる限り有効利用するため、施設の設置に当たってはその時点で発電効率が可能な限り高い技術を採用するとともに、運用開始後は高い発電効率を継続的に発揮するため維持管理及び運転管理に適切に取り組むこと。

岸 市 環 第 582 号
令和６年２月 29 日

大阪府知事　吉村　洋文　様

岸和田市長　永野　耕平

大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見について（回答）

令和５年 11 月 29 日付け環保第 1816 号で照会があった標記の件について、環境の保全の見地から本市の意見を下記のとおり回答する。

記

１．事業計画について

（１）　新規焼却施設の処理能力については、適正な規模であるという理解が得られるよう説明すること。

（２）　準備書の廃棄物の種類毎の計画処理量について、方法書から変更された理由を評価書に示すこと。

（３）　マテリアルリサイクルを最大限にしながらも熱や電気等のエネルギー回収で地域貢献するということについて、ＥＶステーションの設置目標や社会インフラの強靭化の観点からの地域にとっての必要性など、合理性のある説明をすること。

（４）　地域のレジリエンスを高める役割を果たすということについて、災害時等にＥＶステーションを活用できれば地域の非常用電源になり自立した電源が廃棄物発電で確保されているということは地域にとっての強みになるなど、地域の人々にどのような方法で共有することを想定しているかを含めて説明すること。

（５）　準備書の産業廃棄物処理工程図について、現行焼却施設はガス化改質後に資源を回収しているが、新規焼却施設は焼却残渣を埋立処分されることで、リサイクル量が減少しているように見られるので、事前にマテリアルリサイクルに努めることについての詳細を丁寧に示すこと。

２．大気について

（１）　大気拡散の予測について、事業計画地の西に隣接する丘によるダウンウ

ォッシュ等の影響についても考えられる。準備書では、建物によるダウンウォッシュの影響は新規焼却施設棟（地上高さ 30m）として予測しているが、丘による影響を考慮して大気拡散の予測をすること。

（2） 最大着地濃度が最も高くなった気象条件について、その設定にあたって比較検討したデータを示すこと。

（3） 処理するごみの性状が変動すると排ガス成分に影響し、準備書の評価と異なるおそれがあるため十分なピット容量や廃棄物保管場所を確保し、ごみの性状を安定的に維持すること。

（4） 塩化水素の排出濃度予測値（短期予測）について、目標環境濃度を満足しているが、周辺環境に対する負荷のさらなる低減に努めること。

３．低周波音について

（1） 低周波音について、事後的な対策は困難をきたす場合が多い。新規焼却施設の稼働により、周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないよう適正に新規焼却施設の設置計画を行うこと。また、操業後の影響についても、モニタリングするなど事後確認を徹底すること。

４．地球環境について

（1） 2030 年度までの温室効果ガス排出量削減目標(2013 年度比)について、国は 46%、大阪府は 40%と表明していることから、本事業においても、脱炭素の取組みを積極的に取り入れた事業計画とする必要がある。また、企業全体としても、温室効果ガスの排出量削減へのより積極的な取組みに努めること。

（2） 売電による温室効果ガス削減効果を明記すること。

５．地域貢献やコミュニケーションについて

（1） 現行施設より、炉形式、施設規模及びマテリアル回収の方法が変更された理由について、住民にわかりやすい説明となるよう配慮すること。

（2） 地域住民がＥＶステーションなどの施設を有効活用できるような方法を構築し、新規焼却施設が地域にもたらす便益と環境負荷を最大限に考慮しリスクを最小化している取組みにより、地域住民とコミュニケーションを図ること。

（3） 新規焼却施設の定期的な説明会や見学の機会など地域住民とのコミュニケーションを積極的に行い、情報開示に努めること。

（4） 事後調査及び施設の運用に伴う環境に関する情報について、情報へのアクセス性を考慮しつつ積極的にわかりやすく公表すること。

岸 環 影 第 1 号
令和６年２月 28 日

岸和田市長　永野　耕平　様

岸和田市環境影響評価専門委員会
委員長　　吉　田　　登

大栄環境株式会社（仮称）和泉エネルギープラザ整備事業について（答申）

令和４年４月 14 日付け岸市環第 20 号により岸和田市環境影響評価専門委員会に諮問された大栄環境株式会社（仮称）和泉エネルギープラザ整備事業に関し、令和５年 11 月に提出された同事業に係る環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から調査審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

１．事業計画について

（１）　新規焼却施設の処理能力については、適正な規模であるという理解が得られるよう説明すること。

（２）　準備書の廃棄物の種類毎の計画処理量について、方法書から変更された理由を評価書に示すこと。

（３）　マテリアルリサイクルを最大限にしながらも熱や電気等のエネルギー回収で地域貢献するということについて、ＥＶステーションの設置目標や社会インフラの強靭化の観点からの地域にとっての必要性など、合理性のある説明をすること。

（４）　地域のレジリエンスを高める役割を果たすということについて、災害時等にＥＶステーションを活用できれば地域の非常用電源になり自立した電源が廃棄物発電で確保されているということは地域にとっての強みになるなど、地域の人々にどのような方法で共有することを想定しているかを含めて説明すること。

（５）　準備書の産業廃棄物処理工程図について、現行焼却施設はガス化改質後に資源を回収しているが、新規焼却施設は焼却残渣を埋立処分されることで、リサイクル量が減少しているように見られるので、事前にマテリアルリサイクルに努めることについての詳細を丁寧に示すこと。

２．大気について

（１） 大気拡散の予測について、事業計画地の西に隣接する丘によるダウンウォッシュ等の影響についても考えられる。準備書では、建物によるダウンウォッシュの影響は新規焼却施設棟（地上高さ 30m）として予測しているが、丘による影響を考慮して大気拡散の予測をすること。

（２） 最大着地濃度が最も高くなった気象条件について、その設定にあたって比較検討したデータを示すこと。

（３） 処理するごみの性状が変動すると排ガス成分に影響し、準備書の評価と異なるおそれがあるため十分なピット容量や廃棄物保管場所を確保し、ごみの性状を安定的に維持すること。

（４） 塩化水素の排出濃度予測値（短期予測）について、目標環境濃度を満足しているが、周辺環境に対する負荷のさらなる低減に努めること。

３．低周波音について

（１） 低周波音について、事後的な対策は困難をきたす場合が多い。新規焼却施設の稼働により、周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないよう適正に新規焼却施設の設置計画を行うこと。また、操業後の影響についても、モニタリングするなど事後確認を徹底すること。

４．地球環境について

（１） 2030 年度までの温室効果ガス排出量削減目標（2013 年度比）について、国は 46%、大阪府は 40%と表明していることから、本事業においても、脱炭素の取組みを積極的に取り入れた事業計画とする必要がある。また、企業全体としても、温室効果ガスの排出量削減へのより積極的な取組みに努めること。

（２） 売電による温室効果ガス削減効果を明記すること。

５．地域貢献やコミュニケーションについて

（１） 現行施設より、炉形式、施設規模及びマテリアル回収の方法が変更された理由について、住民にわかりやすい説明となるよう配慮すること。

（２） ＥＶステーションの開放など日常的に地域住民が有効活用できるような方法を構築し、新規焼却施設が地域にもたらす便益と環境負荷を最大限に考慮しリスクを最小化している取組みにより、地域住民とコミュニケーションを図ること。

（３） 新規焼却施設の定期的な説明会や見学の機会など地域住民とのコミュニケーションを積極的に行い、情報開示に努めること。

（４） 事後調査及び施設の運用に伴う環境に関する情報について、情報へのアクセス性を考慮しつつ積極的にわかりやすく公表すること。

岸市環第20号
令和4年4月14日

岸和田市環境影響評価専門委員会委員長　様

岸和田市長　永野　耕平

大栄環境株式会社（仮称）和泉エネルギープラザ整備事業について（諮問）

大栄環境株式会社（仮称）和泉エネルギープラザ整備事業について、大阪府知事に対し環境の保全の見地からの意見を述べるにあたり、貴委員会の意見を求めます。

木材港地区貯木場利活用ビジョン

令和3年 10 月

岸和田市

《対象エリア》

・木材港地区は大部分が工場地となっており、一部で公共施設（下水処理場）や公園・緑地として利用されています。
・主要地方道大阪臨海線（府道 29 号）の沿道に、一部、商業業務地の立地が見られますが全体的には工業地としての利用が主となっています。

土地利用現況図（木材港地区）

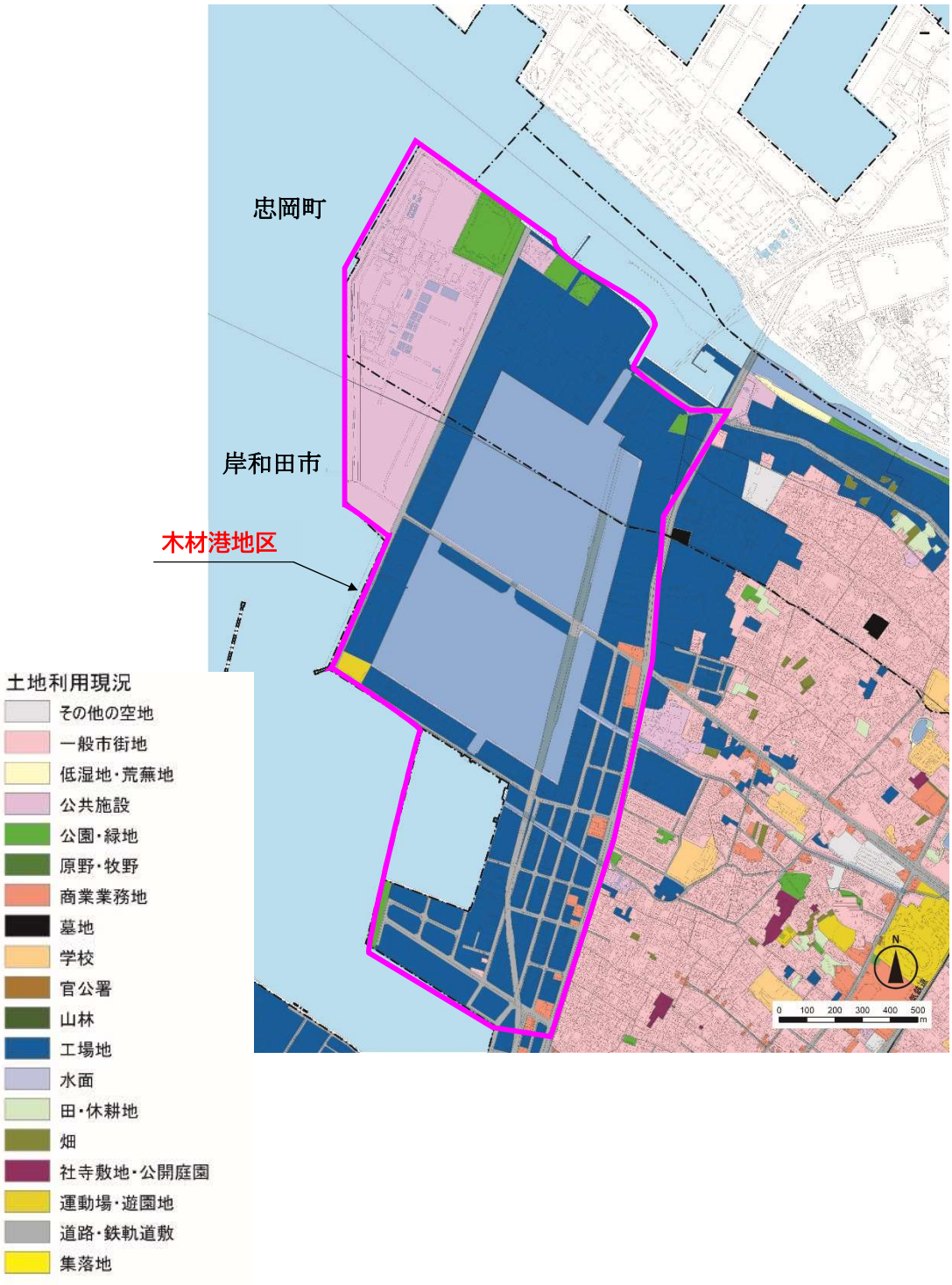

木材港地区貯木場利活用ビジョン
（令和３年 10 月策定）
【発行】大阪府岸和田市
〒596-8510　岸和田市岸城町７番１号
電話（072）423-2121（代）
【編集】魅力創造部産業政策課

ASSESSMENT

環境アセスメント制度のあらまし

環境省

(4) 環境アセスメントの手続

環境アセスメントの手続の流れ（発電所等の場合を除く）

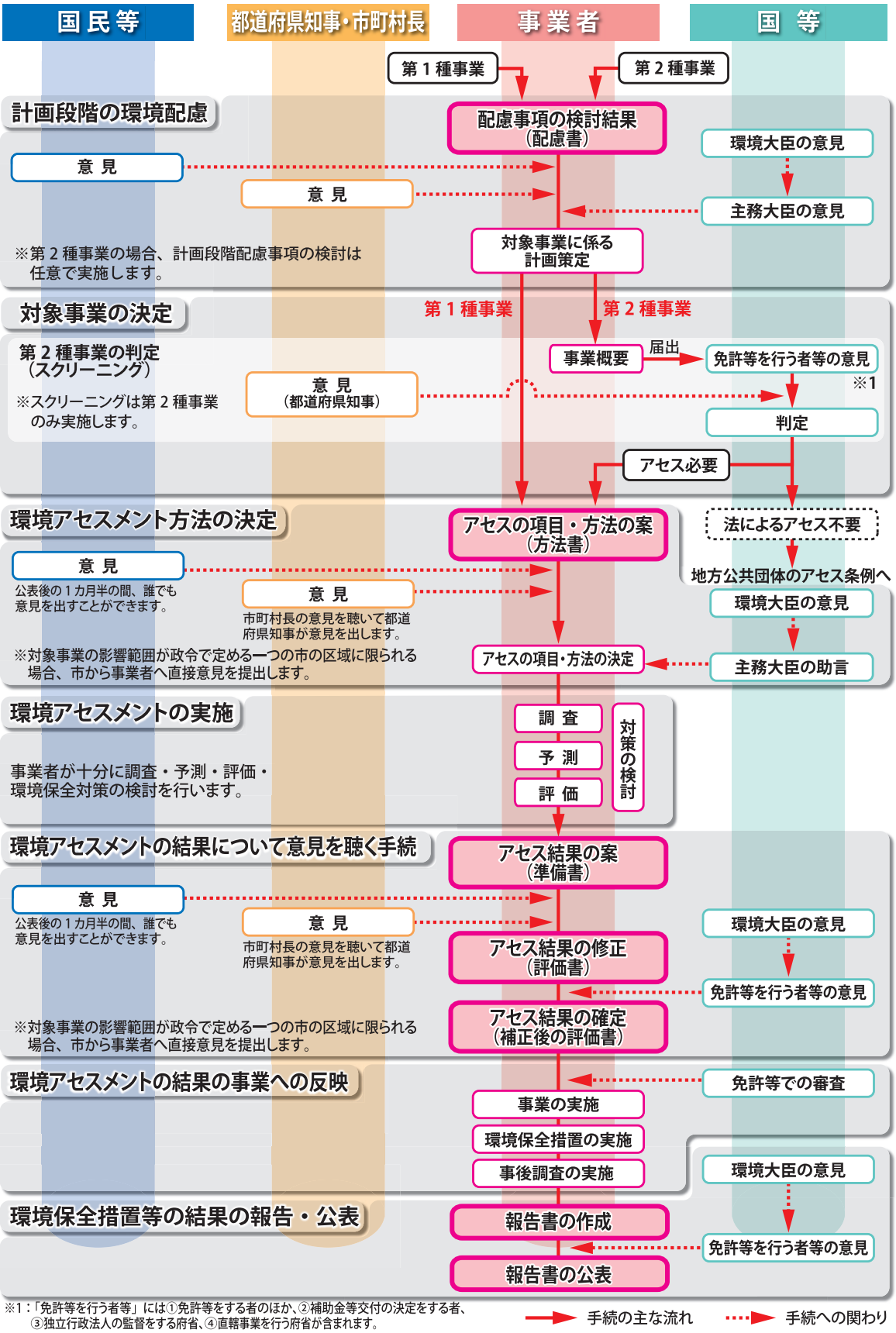

環境省

環境省大臣官房　環境影響評価課

〒100-8975　東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話03(5521)8236(ダイヤルイン)

2023 年 8 月改訂

このパンフレットは再生紙を使用しています。

○岸和田市環境審議会規則

平成25年３月29日規則第37号

改正

平成29年３月21日規則第３号
平成29年３月27日規則第４号
令和２年３月31日規則第７号
令和６年７月５日規則第51号

岸和田市環境審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第１号）第４条の規定に基づき、岸和田市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する者をもって充てる。

（１）　学識経験者

（２）　公共的団体等の代表者

（３）　本市が実施する環境施策に協力する旨の意思を表示した団体に属する者であって、環境の保全に関し識見を有するもの

（４）　公募した市民

（任期）

第３条　審議会の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　審議会の委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審議会の会議は、審議会の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した審議会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第６条　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

（事務局）

第７条　審議会の事務局は、市民環境部環境保全課に置く。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（会議招集の特例）

２　第５条第１項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。

（岸和田市環境保全条例施行規則の一部改正）

３　岸和田市環境保全条例施行規則（平成15年規則第36号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成29年３月21日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年３月27日規則第４号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日規則第７号抄）

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年７月５日規則第51号抄）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

環境計画等推進会議の体制変更

●「岸和田市環境計画等推進のための組織の設置及び運営に関する要綱」に基づく

環境計画等推進会議

〇環境計画及び実行計画の改定・施策決定、事業推進・進捗管理
（ゼロカーボン、自然環境保全、生物多様性、外来種対応、公害等）
〇法第15条中長期報告、法第16上定期報告etc
〇国・府の予算措置情報の収集及び活用

議長	副市長（市民環境部担当）
副議長	副市長
副議長	教育長
委員	市民環境部長
委員	総合政策部長
委員	総務部長
委員	財務部長
委員	魅力創造部長
委員	まちづくり推進部長
委員	建設部長
委員	学校教育部長

報告 →

部長会

→ 通常の指揮命令系統に基づく周知や指示

報告 ←

エネルギー管理に関する事務処理体制

エネルギー管理統括者	副市長（市民環境部担当）
エネルギー管理企画推進者	原則として環境保全課職員
法定エネルギー管理員	法第12条該当施設所管課長が指名する職員
市指定エネルギー管理員	法第12条非該当の施設所管課長が指名する職員

報告 ↑　　↓ 指示

専門委員会

〇環境計画等推進会議の指示に基づく専門的な調査・検討

委員長	議長が指名する課長
副委員長	議長が指名する課長
委員	議長が指名する課長

※「岸和田市ゼロカーボン推進等のための組織の設置及び運営に関する要綱」は廃止（統合）する

主な環境啓発イベント一覧（令和５年４月～令和６年９月）

イベント名	きしわだ環境フェア 2023	里山ボランティア育成入門講座 2023	第2回竹まつり	きしわだ里山まつり 2024 in神於山	野外観察会	里山ボランティア育成入門講座 2024	野外観察会
主催者	岸和田市（環境保全課）	岸和田市（環境保全課）	ゆめみヶ丘岸和田まちづくり協議会	神於山保全活用推進協議会	きしわだ自然資料館	岸和田市（環境保全課）	きしわだ自然資料館
開催日	令和5年6月4日（日）	令和５年６月11日（日）ほか５日	令和5年11月26日（日）	令和6年3月17日（日）	令和6年6月9日（日）	令和６年８月18日（日）ほか５日	令和6年8月18日（日）
開催場所	ラパーク岸和田	神於山	ゆめみの森North（岸の丘町）	道の駅愛彩ランド及び神於山	阪南２区人工干潟・岸和田漁港	神於山	阪南２区人工干潟・岸和田漁港
動員数	**約220人（実質50人程度）**	**17人（各回）**	**約1,500人**	**約240人**	**56名（抽選）**	**21人（各回）**	**54名（抽選）**
スタッフ数	25人	6人	50人以上	28人	50人以上	6人	50人以上
連携団体等							
公的組織	大阪湾環境保全協議会、きしわだ自然資料館		岸和田市（都市整備課、水とみどり課、農林水産課、環境保全課）、岸和田市丘陵土地区画整理組合、岸和田土地改良区、近畿能力開発大学校、滋賀県立大学	岸和田市（都市整備課、水とみどり課、農林水産課、環境保全課）、きしわだ自然資料館、大阪府泉州農と緑の総合事務所、大阪みどりのトラスト協会	岸和田市（環境保全課）、和泉市（環境保全課）、貝塚市立自然遊学館		岸和田市（環境保全課）、和泉市（環境保全課）、貝塚市立自然遊学館
民間企業	パナソニック（株）エレクトリックワークス社		アワーズ（株）、アストラゼネカ、伊藤園、デアイザベーカリー、Bloom & Cohama	住友ゴム工業(株)泉大津工場、いずみの農業協同組合、テレビ岸和田	共和海建(株)、岸和田漁業協同組合		共和海建(株)、岸和田市漁業協同組合
市民団体（自然環境保全）	NPO法人神於山保全くらぶ、シャープ社友会 チーム神於山	NPO法人神於山保全くらぶ	NPO法人神於山保全くらぶ	NPO法人神於山保全くらぶ、シャープ社友会 チーム神於山、大阪府漁民の森づくり"魚庭の森づくり"協議会		NPO法人神於山保全くらぶ	
市民団体（その他）	岸和田市消費生活研究会、岸和田市食生活改善推進協議会		NUTsWORKs、なよたけの会				
その他			竹イノベーション研究会		一般社団法人大阪湾環境再生研究・国際人材育成コンソーシアム・コア		一般社団法人大阪湾環境再生研究・国際人材育成コンソーシアム・コア
主な啓発要素							
自然環境保全（山）	●	●	●	●		●	
自然環境保全（海）	●				●		●
創エネ・省エネ・電化	●						
生物多様性	●	●		●	●	●	●
催しの内容							
講義		●		●	●	●	●
資料展示	●		●	●			
資料・物品配布	●		●	●	●		●
物品販売							
キッチンカー			●				
演奏・ショー			●				
ゲーム体験			●	●			
クラフト体験		●	●	●		●	
自然環境観察・散策		●	●	●	●	●	●
記念植樹			●				

○岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例

平成17年６月22日条例第24号

岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、岸和田市自治基本条例（平成16年条例第16号。以下「自治基本条例」という。）第19条第１項の規定による市の執行機関に設置する審議会等の委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　審議会等　地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令又は条例の規定に基づき、市長その他の執行機関に設置された附属機関をいう。

（２）　市民　自治基本条例第２条第１号に規定する市民をいう。

（市民公募による委員の選任）

第３条　市長その他の執行機関は、審議会等を新たに設置し、又は審議会等の委員（以下「委員」という。）を改選するに当たっては、委員の一部を市民からの公募により選任しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。

（１）　委員の資格が法令等により制限されている審議会等

（２）　個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱う審議会等

（３）　委員に対し特に専門的な技能等を要求される審議会等

（４）　前３号に掲げるもののほか、委員の公募が適当でないと認められる審議会等

２　前項の公募において、応募者が当該公募の委員の任期の初日において次の各号に該当すると見込まれる場合は、当該公募の委員として選任しない。

（１）　本市の他の委員の職にある者

（２）　本市市議会議員又は本市職員である者

３　第１項本文の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、公募によらず委員を選任することができるものとする。

（公募の方法）

第４条　市長その他の執行機関は、市広報、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、委員の公募について必要な事項を市民に周知しなければならない。

（応募の方法）

第５条　応募者は、規則で定める事項を記載した書類等（以下「応募書類」という。）を市長その他の執行機関に提出しなければならない。

（選考の方法等）

第６条　委員の選考は、応募書類による選考、面接、抽選又はこれらの方法を併せ用いる方法によって行う。

２　市長その他の執行機関は、選考の結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

（その他）

第７条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成17年８月１日から施行する。

○岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例施行規則

平成17年６月22日規則第33号

改正

平成18年３月23日規則第８号
（中略）
令和６年３月29日規則第34号

岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例（平成17年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募委員の数）

第２条　条例第３条の規定により公募により選任する委員の数は、次の表に掲げるとおりとする。

審議会等の委員の定数又は上限の数	公募により選任する委員の数
20名以上	３名以上
10名以上19名以下	２名以上
９名以下	１名以上

（以下、略）

令和６年度　岸和田市環境審議会　委員名簿（令和６年９月９日現在）

No.	氏　名	性別	委員資格(分野等)	所属	役職等
1	あかさか　ひろし 赤坂　浩司	男	団体代表者　（農業団体）	いずみの農業協同組合	代表理事専務
2	いさか　としふみ 井阪　敏文	男	団体代表者　（環境団体）	特定非営利活動法人 神於山保全くらぶ	理事
3	いずみ　あつこ 泉　厚子	女	公募市民		
4	しみず　よしゆき 清水　義之	男	団体代表者　（住民自治会）	春木校区町会連合会	会長
5	うめざき　みちこ 梅﨑　美智子	女	団体代表者　（人権団体）	岸和田女性会議	事務局員
6	えぐさ　のぶゆき 江種　伸之	男	学識経験者　（土木）	和歌山大学 システム工学部 システム工学科	教授
7	おおや　ひでき 大家　秀樹	男	公募市民		
8	おもて　ようこ 表　葉子	女	団体代表者　（労働団体）	連合大阪泉州地区協議会 関西競走労働組合	委員長
9	かわせ 川瀬　まやな	女	学識経験者　（法規）	塩路法律事務所	弁護士
10	たかはら　ひかる 高原　光	男	学識経験者　（自然）	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科	名誉教授
11	なか　たけし 中　武司	男	団体代表者　（漁業団体）	春木漁業協同組合	代表理事組合長
12	ハヤシ　ヨシカズ 林　由一	男	公募市民		
13	はら　むねひさ 原　宗久	男	団体代表者　（経済団体）	岸和田商工会議所	専務理事
14	はら　ゆうじ 原　祐二	男	学識経験者　（土壌）	和歌山大学 システム工学部 システム工学科	准教授
15	ふじい　ゆうすけ 藤井　佑介	男	学識経験者　（大気）	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科	准教授
16	（欠員）				
17	まつい　たかのり 松井　孝典	男	学識経験者　（騒音）	大阪大学大学院 工学研究科	助教
18	やまもと　ゆうご 山本　祐吾	男	学識経験者　（温暖化）	和歌山大学 システム工学部 システム工学科	准教授
19	よこがわ　まさし 横川　昌史	男	学識経験者　（自然）	大阪市立自然史博物館 植物研究室	学芸課　学芸員
20	よしだ　のぼる 吉田　登	男	学識経験者　（温暖化）	和歌山大学 システム工学部 システム工学科	教授

任期：令和７年１月25日まで